

# 第3章

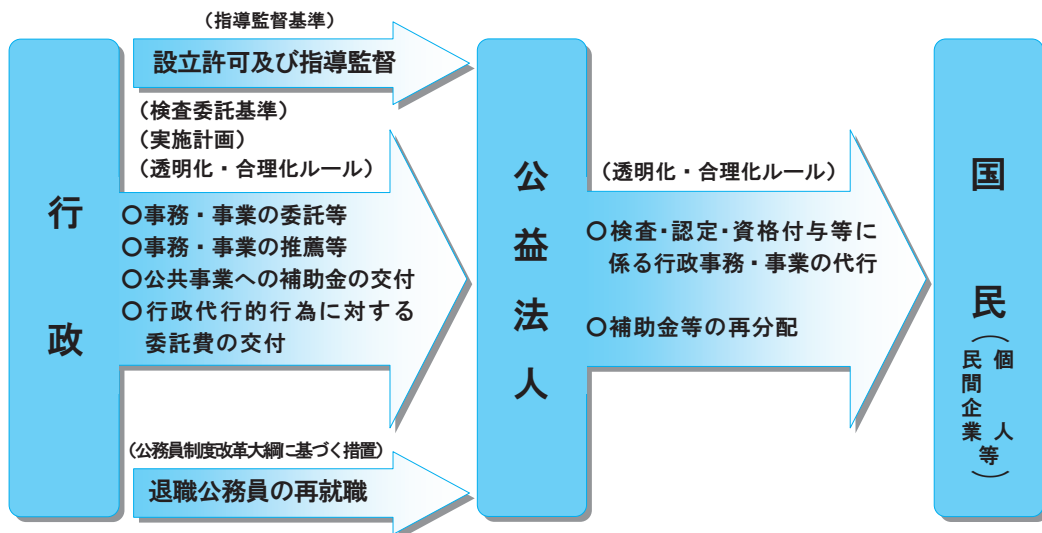
## 公益法人と行政とのかかわり

### 第1節

### 行政委託型法人等の状況

公益法人の中には、特定の法令等に基づく行政からの委託等により、行政に代わって事務・事業を行っている法人や、行政から補助金・委託費等の交付を受けて事業を行っている法人が存在する。このため、このような行政代行的行為を行う公益法人については、行政との関係やその在り方が適正なものとなっているかといった点についても見ておくことが必要である（図3-1-1）。

図3-1-1 公益法人と行政とのかかわりの状況



公益法人が行う行政代行的行為等については、平成8年9月に閣議決定された「公益法人に対する検査等の委託等に関する基準」（以下「検査委託基準」という。）を踏まえ、平成9年度から、公益法人概況調査と併せて「行政代行的行為等に関する状況調べ」を実施することにより、公益法人と行政との関係を把握しているところである。本節では、本状況調べを基に、行政委託型法人等の数、行政委託型法人等が行う事務・事業の内容及び制度が作られた年次など行政代行的行為等の実態を概観する〔詳細な資料は、資料91～92〕。

### 1. 行政委託型法人等の定義

「行政委託型法人等」とは、特定の法令等により、各官庁から制度的に事務・事業の委託等、推薦等（以下この節において「委託・推薦等」という。）を受けている公益法人の総称である（なお、ここでいう「行政委託型法人等」には、国から補助金・委託費等の交付を受けている公益法人は含まれない）。

行政委託型法人等が実施する事務・事業は、公益法人に対する行政の関与の形態に応じ、「委託等」と「推薦等」の2つに分けてとらえることができる。また、これらは、その性格に応じ「検査等」と「検

査等以外」に分けてとらえることができる。

「委託等」とは、事務・事業の内容等を法令等で定め、特定の法人を何らかの形で指定し、制度的にその事務を行わせているもののことであり、「推薦等」とは、法人が独自に行っている事務・事業を奨励等するために、制度的に官庁が関与（認定、公認等）を行うことである。したがって、両者は性質の異なったものと考えられる。

「検査等」とは、あるものが有する能力、性能、技術等を調査・判定したり、また、その結果について評価・承認したりするような業務を意味し、例えば検査検定、試験などの業務が該当する。「検査等以外」は、例えば研究、促進啓発、指導助言などの業務が該当する。

以上を整理すると、行政委託型法人等への行政の関与の形態は、次の①から④までに分類することができる。

- ① 検査等の委託等
- ② 検査等以外の委託等
- ③ 検査等の推薦等
- ④ 検査等以外の推薦等

また、上記の①及び③については、検査等の委託・推薦等を受ける場合に必要な要件を定めた検査委託基準及び「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」（平成14年3月29日閣議決定。以下「実施計画」という。）における「公益法人に対する国の関与等を透明化・合理化するための措置」（以下「透明化・合理化ルール」という。）が適用される（詳細については第3節参照）。

## 2. 行政委託型法人等の数

各府省から委託・推薦等に係る指定を受けている国所管の行政委託型法人等の数は、表3-1-2のとおり433法人であった。このうち、委託等を受けているものが205法人、推薦等を受けているものが289法人であった。さらに、これらを検査等、検査等以外の別に分けると、委託等についてはそれぞれ98法人、119法人、推薦等についてはそれぞれ280法人、11法人であり、行政委託型法人等の約9割は検査等の委託等・推薦等を受けている法人である。

次に、所管府省別に行政委託型法人等の数を見ると、多い順に、厚生労働省が172法人、国土交通省が126法人、経済産業省が51法人であった。また、所管法人数に占める行政委託型法人等の数の割合を見ると、高い順に、厚生労働省14.8%、国土交通省10.8%、環境省9.7%と続いている。

## 3. 行政委託型法人等が行う事務・事業の内容

行政委託型法人等が各府省から委託・推薦等を受けて行う事務・事業の内容を、その性格によって区分すると、表3-1-3のようになる（行政委託型法人等が実施すべきものとして各指定条項で定められている事務・事業については、資料91）。

委託等で最も多い事務・事業は①試験で、指定条項数は46（指定条項数の合計170〔表3-1-5参照〕の27.1%）となっており、以下、⑤検査検定が36（同21.2%）、②講習研修、⑥助成及び⑨指導助言がそれぞれ25（同14.7%）と続いている。

推薦等では、③講習研修が指定条項数78（指定条項数の合計134〔表3-1-5参照〕の58.2%）となっており、以下、②審査証明が30（同22.4%）、④登録が14（同10.4%）と続いている。

## 4. 制度が作られた年次

行政委託型法人等への委託・推薦等に係る指定条項が施行された時期を年次ごとに見ると、図3-1-4のとおりとなる。昭和50年代後半以降、数が増加しているが、これは第2次臨時行政調査会最終答申（昭和58年3月）において、行政事務の簡素化等を推進する観点から、民間団体への委託や民間指定検査機関等の活用を図るべきとの提言がなされていること等を踏まえ、行政事務の代行機能を担う民間機関として、公益法人が積極的に活用されるようになったためと考えられる。

この答申が提出された昭和58年以降とそれ以前とを比較すると、58年以降が全体の85.9%を占めている。なお、平成16年度の指定条項施行数が多いのは、平成15年度以降、実施計画に基づき、登録機関による実施等に移行するため、関係法令の改正が多かったものと考えられる。

表3-1-2 国所管の行政委託型法人等の数

府 省 名	委 託 等			推 薦 等			府省計 (A)	うち所管外 府省のみから 指定を受けている法 人数	所管 法人数 (B)	(A) ÷ (B) × 100
	検査等	検査等 以外	委託等計	検査等	検査等 以外	推薦等計				
内 閣 府	-	-	-	-	-	-	-	-	90	-
警 察 庁	0	0	0	2	0	2	2	0	50	4.0%
防 衛 庁	-	-	-	-	-	-	-	-	22	-
金 融 庁	0	3	3	0	0	0	3	0	134	2.2%
総 務 省	4	2	5	10	2	12	13	0	310	4.2%
法 務 省	0	1	1	0	0	0	1	0	137	0.7%
外 務 省	0	0	0	1	0	1	1	1	225	0.4%
財 務 省	2	0	2	0	0	0	2	1	708	0.3%
文 部 科 学 省	4	4	7	23	2	24	30	4	1,940	1.5%
厚 生 労 働 省	25	16	41	175	2	176	172	3	1,160	14.8%
農 林 水 産 省	23	7	30	10	2	12	40	6	446	9.0%
経 済 産 業 省	23	5	27	36	2	38	51	17	836	6.1%
国 土 交 通 省	27	78	98	61	0	61	126	18	1,162	10.8%
環 境 省	3	4	6	3	1	4	9	2	93	9.7%
合 計	98	119	205	280	11	289	433	45	7,313	5.9%

- (注) 1 「合計」欄の法人数は共管による重複を除いた実数  
 2 「委託等計」、「推薦等計」及び「府省計」の各欄の各府省ごとの法人数は複数の事務・事業を委託・推薦等されている法人の重複を除いた実数  
 3 国所管の行政委託型法人等のうち、都道府県の自治事務を行わせる（ことができる）法人を国が指定している場合は除いている（これらについては「行政委託型法人等一覧（都道府県）」資料92に掲載している。）。

表3-1-3 行政委託型法人等が実施する事務・事業

1. 委託等

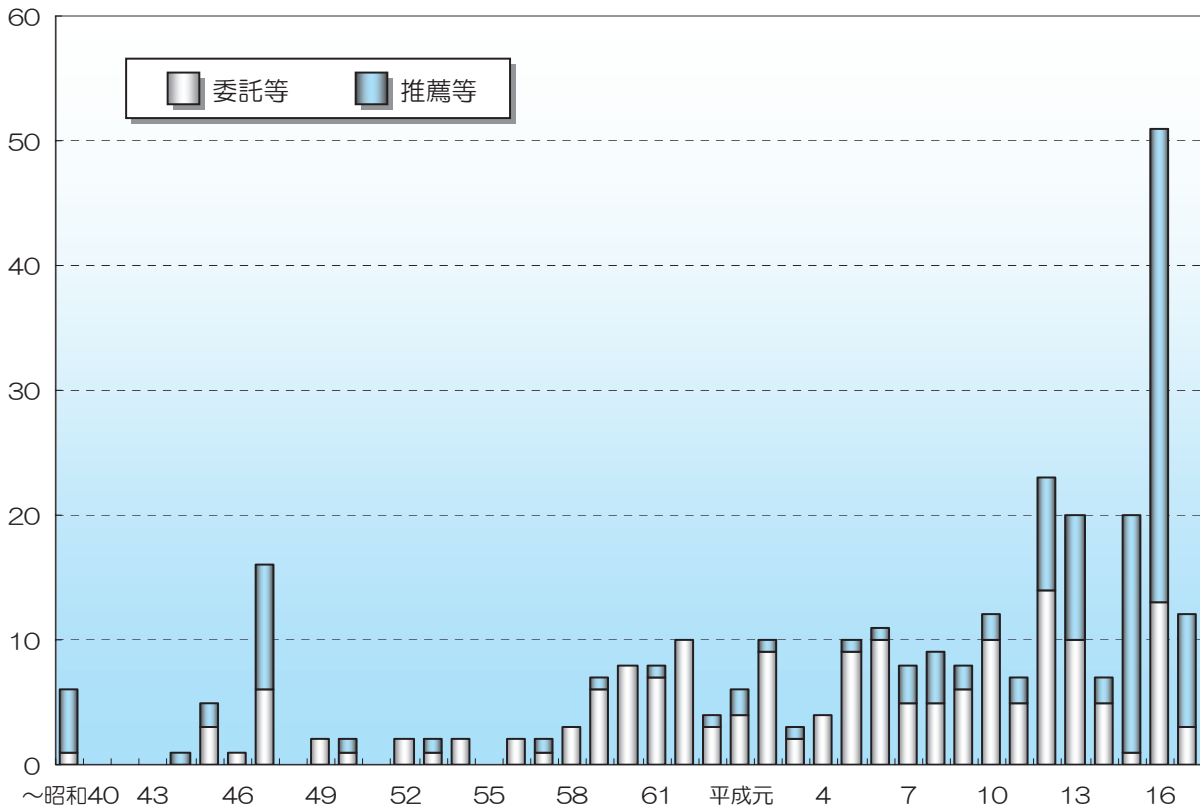
	指定条項数	割合	主  な  事  例
①試験	46	27.1%	試験
②講習研修	25	14.7%	講習(会)、研修、養成、教習
③登録	18	10.6%	登録、記録
④交付表示	10	5.9%	交付、公示、表示、貼付
⑤検査検定	36	21.2%	検査、検定、確認、認定、証明、審査、認証、校正等
⑥助成	25	14.7%	資金援助、貸付、助成金交付、債務保証、債務弁済、共済事業
⑦調査研究	26	15.3%	調査、研究、情報収集・提供
⑧促進啓発	19	11.2%	促進、啓発、広報、援助
⑨指導助言	25	14.7%	指導、助言、相談
⑩その他	37	21.8%	

2. 推薦等

	指定条項数	割合	主  な  事  例
①試験	13	9.7%	試験
②審査証明	30	22.4%	審査、証明、検査、承認、認定、査定、許可、評価、点検等
③講習研修	78	58.2%	講習(会)、研修
④登録	14	10.4%	登録
⑤その他	16	11.9%	

(注) 1 一つの指定条項により複数の事務・事業を規定しているものがあるため、指定条項数の合計は、必ずしも表3-1-5の指定条項数の合計と一致しない。  
2 割合は、表3-1-5の指定条項数の合計に対する割合を指す。

図3-1-4 行政委託型法人等に対する年次別指定条項施行数



(注) 平成17年10月1日現在指定されているものを、その施行された年次によって区別しているものであり、かつて指定されていたが、現在指定されていないもの含まない。

## 5. 指定条項数と根拠法令等の種別

検査等の委託・推薦等を受ける行政委託型法人等の指定に係る根拠法令等については、検査委託基準及び実施計画における透明化・合理化ルールによって、検査等の委託等については法律で、検査等の推薦等については法令で定めることとされている。

今回の調査で挙げられた行政委託型法人等への委託・推薦等に係る指定条項数は表3-1-5のとおり、全部で304であった。このうち、委託等に係るものが170、推薦等に係るものが134であり、これを検査等、検査等以外に区分すると、委託等についてはそれぞれ99、71、推薦等については125、9であった。

表3-1-5 府省別行政委託型法人等への委託・推薦等に係る指定条項数

府 省 名	委 託 等			推 薦 等			府省計
	検 査 等	検査等以外	委託等計	検 査 等	検査等以外	推薦等計	
内 閣 府	-	-	-	-	-	-	-
警 察 庁	-	-	-	1	0	1	1
防 衛 庁	-	-	-	-	-	-	-
金 融 庁	0	4	4	-	-	-	4
総 務 省	4	4	8	13	2	15	23
法 務 省	0	1	1	0	0	0	1
外 務 省	-	-	-	-	-	-	-
財 務 省	-	-	-	-	-	-	-
文 部 科 学 省	4	4	8	7	0	7	15
厚 生 労 働 省	33	21	54	29	3	32	86
農 林 水 産 省	5	8	13	1	2	3	16
経 済 産 業 省	17	5	22	25	2	27	49
国 土 交 通 省	33	23	56	49	0	49	105
環 境 省	6	6	12	5	1	6	18
合 計	99	71	170	125	9	134	304

(注) 1 指定条項数は、原則として項を単位として数えている。  
2 合計は、共管による重複を除く実数である。

また、府省別に整理した委託・推薦等に係る指定条項数は、多い順に、国土交通省が105、厚生労働省が86、経済産業省が49と続いている。

また、指定に係る根拠法令等の種別は、表3-1-6のとおりであり、法律が77.6%、府省令が20.1%などの割合であった。

さらに、委託等と推薦等に分けて見ると、委託等では法律が97.1%、府省令及び通達がそれぞれ1.2%などの割合となっているのに対し、推薦等では法律が53.0%、府省令が44.0%などの割合であった。

表3-1-6 委託・推薦等を受ける行政委託型法人等の指定に係る根拠法令等の種別

			指 定 条 項 数					
			うち 法 律	うち 政 令	うち 府 省 令	うち 告 示	うち 通 達	うち そ の 他
全 体		304	236	5	61	0	2	0
			77.6%	1.6%	20.1%	0.0%	0.7%	0.0%
委 託 等	合 計	170	165	1	2	0	2	0
			97.1%	0.6%	1.2%	0.0%	1.2%	0.0%
	検 査 等	99	98	0	1	0	0	0
			99.0%	0.0%	1.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	検 査 等 以 外	71	67	1	1	0	2	0
			94.4%	1.4%	1.4%	0.0%	2.8%	0.0%
推 薦 等	合 計	134	71	4	59	0	0	0
			53.0%	3.0%	44.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	検 査 等	125	64	4	57	0	0	0
			51.2%	3.2%	45.6%	0.0%	0.0%	0.0%
	検 査 等 以 外	10	7	0	3	0	0	0
			70.0%	0.0%	30.0%	0.0%	0.0%	0.0%
内 閣 府		-	-	-	-	-	-	-
警 察 庁		1	0	0	1	0	0	0
防 衛 庁		-	-	-	-	-	-	-
金 融 庁		4	4	0	0	0	0	0
総 務 省		23	17	1	5	0	0	0
法 務 省		1	1	0	0	0	0	0
外 務 省		-	-	-	-	-	-	-
財 務 省		-	-	-	-	-	-	-
文 部 科 学 省		15	13	0	2	0	0	0
厚 生 労 働 省		86	68	0	18	0	0	0
農 林 水 産 省		16	15	1	0	0	0	0
経 済 産 業 省		49	44	2	3	0	0	0
国 土 交 通 省		105	72	1	30	0	2	0
環 境 省		18	13	2	3	0	0	0

(注) 1 指定条項数は、原則として項を単位として数えている。

2 「全体」、「委託等」及び「推薦等」の欄の指定条項数は、共管による重複を除いた実数である。

## 6. 都道府県から委託・推薦等を受けている行政委託型法人等

行政委託型法人等の中には、国だけでなく、各都道府県から事務・事業の委託・推薦等を受けているものも存在する。このような各都道府県から委託・推薦等を受けている行政委託型法人等が実施する事務・事業には、法律等に基づくものと条例等に基づくものがある。前者については、さらに、各都道府県が共通して同一の国所管公益法人に委託・推薦等を行う場合と各都道府県が自ら所管する法人等に委託・推薦等を行う場合とがある。

都道府県から委託・推薦等を受けている行政委託型法人等のうち、各都道府県が自ら所管する公益法人の数については、表3-1-7のとおりであり、福岡県の41法人が最多となっている。

事務・事業の内容は、施設・設備等の管理運営が最も多くなっており、各府省から委託・推薦等を受けている場合とは異なった傾向が見られる（行政委託型法人等が実施すべきものとして各指定条項によって規定している事務・事業については、資料92）。

表3-1-7 都道府県が指定する都道府県所管行政委託型法人等の数

都道府県名	法人数	都道府県名	法人数	都道府県名	法人数
北海道	32	石川県	34	岡山県	36
青森県	28	福井県	29	広島県	25
岩手県	22	山梨県	27	山口県	28
宮城県	37	長野県	25	徳島県	25
秋田県	27	岐阜県	31	香川県	16
山形県	27	静岡県	23	愛媛県	20
福島県	25	愛知県	30	高知県	24
茨城県	26	三重県	22	福岡県	41
栃木県	27	滋賀県	26	佐賀県	16
群馬県	32	京都府	30	長崎県	16
埼玉県	22	大阪府	40	熊本県	33
千葉県	23	兵庫県	37	大分県	25
東京都	28	奈良県	16	宮崎県	30
神奈川県	37	和歌山県	23	鹿児島県	27
新潟県	30	鳥取県	27	沖縄県	20
富山県	26	島根県	23	合計	1,274

## 第2節

## 公益法人に対する補助金・委託費等

## 1. 国所管の公益法人に対する補助金・委託費等

補助金・委託費等は、予算においてすべての交付先・交付額が決まっているものではない。執行段階における交付先等の決定の結果、公益法人に交付されるもの等が相当存在することから、予算においてはその全体像を把握することは困難である。そのため、平成16年度決算ベースでの各府省から国所管の公益法人に対する補助金・委託費等の状況を調査したところ、表3-2-1のとおりであった（各府省別の補助金・委託費等の状況については、資料93及び94）。

各府省から補助金等（補助金、負担金、交付金、補給金等をいう。この節において「補助金等」という。）の交付を受けている公益法人は457法人あり、国所管の公益法人の6.2%であった。また、これらの法人に対する補助金等の交付総額は3,097億円となっている。これは、平成15年度と比較すると458億円（12.9%）減であった。

公益法人に対する補助金等の交付状況について、法人の所管府省別に見ると、補助金等の交付を受けている所管法人数が最も多い府省は厚生労働省の113法人であり、以下、文部科学省（104法人）、農林水産省（97法人）と続いている。一方、所管法人が交付を受けている補助金等の額の合計が最も多い府省は経済産業省（1,235億円）であり、以下、厚生労働省（616億円）、農林水産省（585億円）と続いている〔資料93〕。

また、交付額別法人数を見ると、10億円以上の補助金等の交付を受けている公益法人が50法人あ

る（法人名及び交付額については、資料95）。一方、交付額が1,000万円未満の法人が104法人ある。

各府省から委託費の交付を受けている公益法人は、673法人あり、国所管の公益法人の9.2%であった。また、これらの法人に対する交付額は、1,347億円となっている。これは、平成15年度と比較すると3億円（0.3%）減少している。

公益法人に対する委託費の交付状況を法人の所管府省別に見ると、委託費の交付を受けている所管法人数が最も多い府省は厚生労働省（199法人）であり、以下、経済産業省（193法人）、文部科学省（104法人）と続いている〔資料94〕。一方、所管法人が交付を受けている委託費の額の合計が最も多い府省は経済産業省（586億円）であり、以下、厚生労働省（384億円）、文部科学省（194億円）と続いている。

また、委託額別法人数を見ると、委託額が10億円以上の公益法人が28法人あった（法人名及び交付額については、資料96）。一方、交付額が1,000万円未満の法人が193法人あった。

表3-2-1 各府省から国所管公益法人に対する補助金・委託費等の状況

（平成16年度決算ベース：百万円）

	交付額 (百万円)	交付法人数	金額別法人数			
			1,000万円未満	1,000万円以上 1億円未満	1億円以上 10億円未満	10億円以上
補助金等 (割合%)	309,743	457	104 (22.8)	187 (40.9)	116 (25.4)	50 (10.9)
委託費 (割合%)	134,663	673	193 (28.7)	308 (45.8)	144 (21.4)	28 (4.2)
合計 (割合%)	444,405	944	237 (25.1)	401 (42.5)	234 (24.8)	72 (7.6)

（注）1 交付額及び交付法人数は共管による重複を除いた実数である。

2 本資料における補助金等とは、平成16年度決算書コード番号における目番号が、原則として「16」の補助金、負担金、交付金、補給金等である。また、委託費とは同じく目番号が「14」のものである。

3 交付額は百万円未満を四捨五入しているため、補助金等と委託費の和は合計と一致しない。

## 2. 都道府県所管の公益法人に対する補助金・委託費等

全公益法人のうち約7割を都道府県所管の公益法人が占めているが、これらの中には、所管する都道府県から補助金・委託費等が交付されているものがある。全都道府県分を合計すると、補助金等の交付額は3,195億円、交付法人数は4,093法人であった。また、委託費の交付額は4,083億円、委託法人数は2,720法人であった。（表3-2-2。都道府県別の状況については、資料97）。なお、本資料は、公益法人を所管している都道府県からの補助金・委託費等を調査したものであり、市町村等からのものは含まれていない。）

表3-2-2 各都道府県から所管公益法人に対する補助金・委託費等の状況

（平成16年度決算ベース：百万円）

	補助金等		委託費	
	交付額	交付法人数	交付額	交付法人数
知事部局所管	254,923	3,515	354,292	2,525
教育委員会所管	81,326	617	75,432	226
合計	319,480	4,093	408,326	2,720

（注）1 合計は共管による重複を除いた実数である。

2 補助金等、委託費とは、それぞれ、地方自治法施行規則第15条第2項別記中、節の項「19 負担金、補助及び交付金」、「13 委託料」を指す。



## 第3節

## 「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」の推進状況

## 3章

## 1. 実施計画の策定に至る経緯

## （行政改革大綱の概要）

平成12年8月4日の行政改革推進本部において、中央省庁等改革等の推進に併せて、更に今後、規制改革、地方分権、特殊法人等の新たな改革に取り組むため、「行政改革大綱」の策定について、内閣総理大臣から指示がなされた。その際、公益法人については、指定法人及び国から補助・委託等を受ける法人を中心として業務の見直し等の検討を行うこととされた。この指示を受けた検討を踏まえ、平成12年12月1日に「行政改革大綱」が閣議決定され、その中に公益法人改革に関する項目も盛り込まれた。

具体的には、公益法人に対する行政の関与について、官民の役割分担、規制改革及び財政負担の縮減・合理化の観点から、

- ① 国から公益法人が委託等、推薦等（以下この節において「委託・推薦等」という。）を受けて行っている検査・認定・資格付与等の事務・事業
- ② 国から公益法人に対して交付されている補助金・委託費等

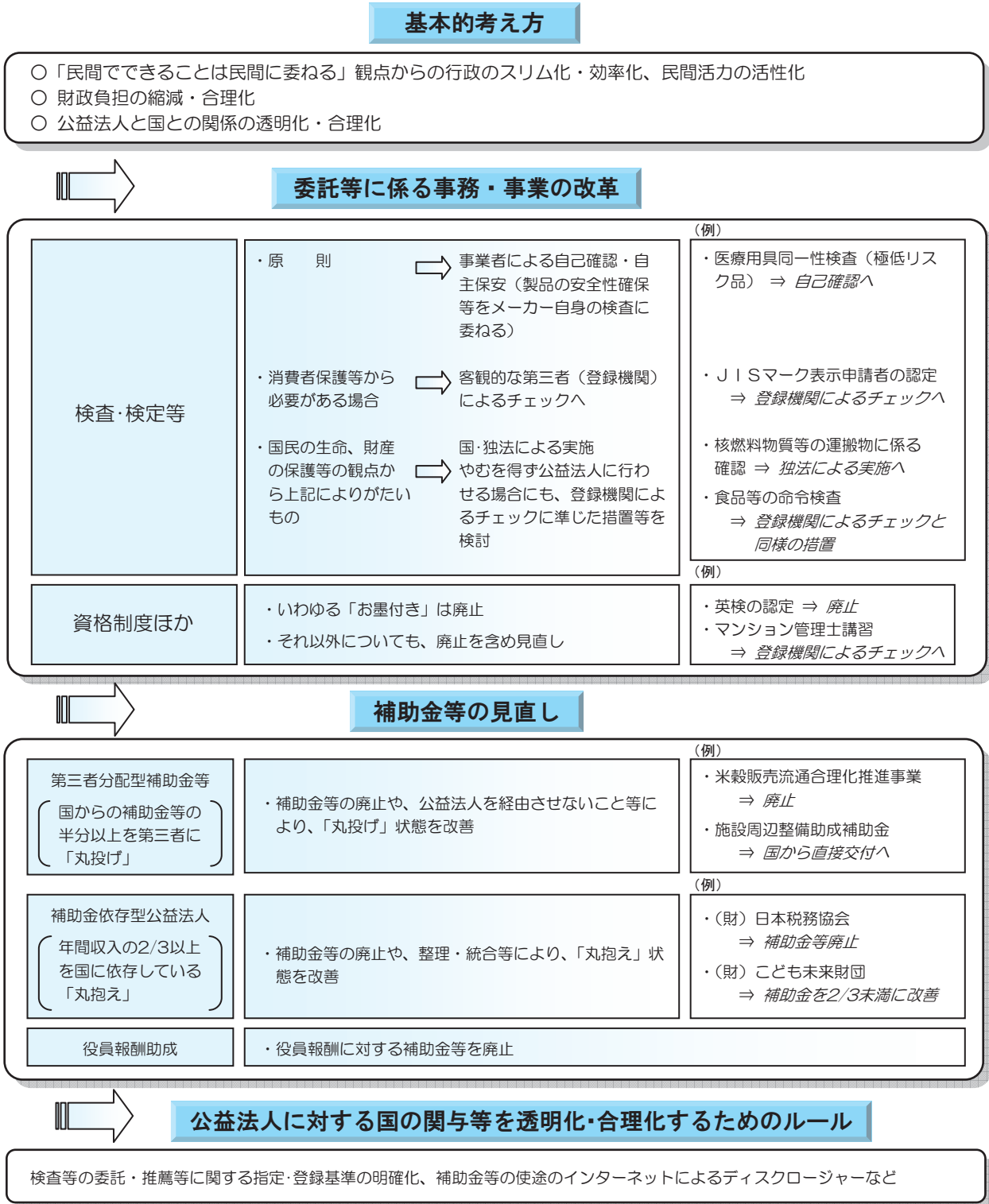
について厳しい見直しを行い、平成13年度末を目途に実施計画を策定した上で、平成17年度末までのできる限り早い時期に実行することとされた。このほか、国からの委託・推薦等又は補助金等に係る事業内容の公開や外部からの業績評価を進めるとともに、指定法人の情報公開の在り方や公益法人会計基準の改善策等について検討を行うこととされた。また、都道府県所管公益法人についても、国は、地方公共団体に対し①及び②に係る改革と同様の措置を講ずるよう要請することとされた〔資料16〕。

## （実施計画の策定に至る経緯）

「行政改革大綱」の策定を受け、平成13年1月6日には、内閣官房に行政改革推進事務局が設置され、特殊法人等改革及び公務員制度改革と併せて、上記①及び②に係る公益法人改革に取り組むこととされた。

行政改革推進事務局では、平成13年4月13日に公益法人改革の検討に当たっての事務的な指針である「行政委託型公益法人等改革の視点と課題」を公表した。さらに、同年7月23日には、行政改革推進本部に対し、個別・具体的な事務・事業の検討を行うに当たっての基本的な方針である「行政委託型公益法人等改革を具体化するための方針」を報告し、了承された。その後、同方針に従って行政改革推進事務局が中心となり関係府省と必要な検討・調整を行った結果、平成14年3月28日に「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」（以下「実施計画」という。）が行政改革推進本部において報告、決定され、翌29日に閣議決定された（実施計画のポイントは図3-3-1、全文は資料20）。

図3-3-1 実施計画のポイント



## 2. 実施計画の推進状況の概要

### （実施計画のフォローアップ）

実施計画は、国から公益法人が委託・推薦等を受けて行っている検査・認定・資格付与等の事務・事業及び国からの公益法人への補助金・委託費等（以下「補助金等」という。）について、集中改革期間に位置付けられる平成17年度末までに取り組むべき内容を示しているほか、公益法人に対する国の関与等を透明化・合理化するための措置を定めている。これらの実施計画に盛り込まれた事項は、各府省

が責任をもって実施することとされているが、実施計画の実施につき検討を要する事項に関しては、内閣官房が必要に応じ調整の任に当たることとされている。また、総務省は、関係府省の協力を得て、実施計画の実施状況の概要について毎年度の「公益法人に関する年次報告」等において公表するなど、本計画のフォローアップに当たることとされている。これを受け、総務省においては、平成17年度における実施計画の推進状況の調査を行ったところであり、その結果の概要は、下記のとおりである。

なお、実施計画の推進状況は、原則として平成17年度末時点のものであり、実施計画上に示された措置と実際に採られた措置が異なる場合であっても、所要の措置が講じられているものは措置済として取り扱うこととしている。

### （委託等に係る事務・事業の改革）

実施計画に定められた措置のうち、委託等に係る事務・事業については、①検査・検定等、②資格付与等及び③登録その他の事務・事業のそれぞれについて、改革の基本的考え方と具体的措置内容を明らかにしているが、その概要と推進状況は以下のとおりである（表3-3-2）。

#### ① 検査・検定等

委託等に係る事務・事業のうち、検査・検定等の事務・事業については、事業者の自己確認・自主保安を基本とする制度に移行することを基本原則とし、国際ルールや消費者保護の観点から直ちに自己確認・自主保安によることが必ずしも適当でないときは、登録機関により実施することとされた。登録機関とは、法令等により明示された一定の要件を備え、かつ、行政の裁量の余地のない形で国により登録された公正・中立な第三者機関をいう。自己確認・自主保安及び登録機関による実施は、いずれも従来政府責任において実施していた検査・検定等の事務・事業を、事業者責任において実施することとするものであり、改革後の国の役割を、当該事務・事業の実施にあたって問題が生じた場合への対応等の事後チェックとするものである。

一方、国民の生命、財産の保護、国際的責務の履行等の観点から、事業者の自己確認・自主保安又は登録機関による実施により難しい事務・事業については、国又は独立行政法人において実施することを原則とし、やむを得ない理由により、引き続き公益法人に国の代行機関として検査・検定等を行わせる場合であっても、安全性の確保等の観点から、政府責任を維持する措置（一定の能力を有する者であれば、行政の裁量の余地なく登録されることとする、登録機関による実施に準じた措置）について検討することとされた。

実施計画により措置を講ずることとした検査・検定等の事務・事業は、45制度（対象法人は70法人）である。また、実施計画の閣議決定後に新たに措置を講ずることとした制度は5制度（対象法人は5法人）であった。これらのうち、必要な措置を講じたものは50制度（対象法人は72法人）であり、すべての制度が措置済となっている。

#### ② 資格付与等

委託等に係る事務・事業のうち、公益法人が国の委託等を受けて行う試験、講習その他の資格付与等の事務・事業については、国家資格としての社会的必要性等について検証の上、廃止、独立行政法人による実施等を検討することとされ、引き続き公益法人が国の委託等を受けて事務・事業を行うものについては、規制改革の観点から、その在り方の検討を進めるものとされた。

実施計画により措置を講ずることとした事務・事業は、26制度（対象法人は158法人）である（実施計画の閣議決定後に新たに措置を講ずることとしたものはなかった。）。これらのうち、必要な措置を講じたものは26制度（対象法人は158法人）であり、すべての制度が措置済となっている。

③ 登録その他の事務・事業

委託等に係る事務・事業のうち、公益法人が国の委託等を受けて行う登録、交付等の事務・事業については、事務・事業の性格を勘案の上、検査・検定等や資格付与等の見直しに準じた措置を講ずることとされた。

実施計画により措置を講ずることとした事務・事業は、12 制度（対象法人は 11 法人）である（実施計画の閣議決定後に新たに措置を講ずることとしたものはなかった。）。これらのうち、必要な措置を講じたものは 12 制度（対象法人は 11 法人）であり、すべての制度が措置済となっている。

表 3-3-2 実施計画の進捗状況（委託・推薦等）

	措置内容	措置対象合計		措置済の数		実施計画				実施計画後				
						閣議決定時		措置済の数		閣議決定後		措置済の数		
		制度の数	法人数	制度の数	法人数	制度の数	法人数	制度の数	法人数	制度の数	法人数	制度の数	法人数	
委託等に係る事務・事業	検査・検定等	制度の廃止	1	1	2	7	1	1	2	7	0	0	0	0
		事業者による自己確認等	5	7	5	7	5	7	5	7	0	0	0	0
		登録機関による実施等	18	55	17	50	16	53	15	48	2	3	2	3
		国・独立行政法人による実施等	13	11	11	7	13	11	11	7	0	0	0	0
		登録機関による実施に準じた措置	20	18	18	18	14	18	15	18	3	2	3	2
		その他	0	0	2	4	0	0	2	4	0	0	0	0
		小計	50	72	50	72	45	70	45	70	5	5	5	5
	資格付与等	資格の一本化	1	1	1	1	1	1	1	1	0	0	0	0
		登録機関による実施	2	137	3	138	2	137	3	138	0	0	0	0
		国・独立行政法人による実施等	9	9	1	1	9	9	1	1	0	0	0	0
		現行制度による実施	0	0	2	1	0	0	2	1	0	0	0	0
		その他	14	11	19	16	14	11	19	16	0	0	0	0
		小計	26	158	26	158	26	158	26	158	0	0	0	0
	登録その他	制度の廃止等	2	2	2	2	2	2	2	2	0	0	0	0
		登録機関による実施	0	0	4	3	0	0	4	3	0	0	0	0
		国・独立行政法人による実施	8	7	0	0	8	7	0	0	0	0	0	0
		登録機関による実施に準じた措置	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		現行制度による実施	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		その他	2	2	6	6	2	2	6	6	0	0	0	0
		小計	12	11	12	11	12	11	12	11	0	0	0	0
	委託等計		88	231	88	231	83	229	83	229	5	5	5	5
推薦等に係る事務・事業	技能審査等	推薦の廃止	10	86	10	86	10	86	10	86	0	0	0	0
		推薦の廃止等	17	27	18	28	17	27	18	28	0	0	0	0
	制度等に組み込まれた推薦等	登録機関による実施等	78	107	78	108	78	108	78	108	0	0	0	0
		その他	2	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0
	小計	97	118	96	117	97	118	96	117	0	0	0	0	
推薦等計		107	200	106	199	107	200	106	199	0	0	0	0	
合計		195	392	194	392	190	391	189	390	5	5	5	5	

(注) 1 法人数はすべて重複を除いた実数値である。  
 2 一つの制度に対して複数の措置を講じている場合があるので、措置内容ごとの制度の数の合計と小計は一致しない。  
 3 実施計画で講ずることとされた措置と実際に講ぜられた措置が異なるものもある。  
 4 「実施計画後」欄の記入は、調査時点に制度が該当するものに限る。

### （推薦等に係る事務・事業の改革）

実施計画に定められた措置のうち、推薦等に係る事務・事業については、①技能審査等及び②制度・仕組みの一部として組み込まれた推薦等のそれぞれについて、改革の基本的考え方と具体的措置内容を明らかにしているが、その概要と推進状況は以下のとおりである（表 3-3-2）。

#### ① 技能審査等

公益法人が独自に行う技能審査等の事務・事業に対する大臣認定その他の推薦等（いわゆる「お墨付き」）については、当該事務・事業が法律で定められた国の事務・事業ではないこと、民間において実施されている各種技能審査等の間における差別化を必要以上に助長するおそれがあること等の観点から、一律に廃止することとされた。

実施計画により廃止することとされた事務・事業は、10 制度（対象法人は 86 法人）である（実施計画の閣議決定後に新たに措置を講ずることとしたものはなかった。）。これらのうち、必要な措置を講じたものは、10 制度（対象法人は 86 法人）であり、すべての制度が措置済となっている。

#### ② 制度・仕組みの一部として組み込まれた推薦等

公益法人が独自に行う講習が国家資格付与の要件として認定されている等国の制度・仕組みの一部として組み込まれている推薦等に係る事務・事業については、当該制度・仕組みそのものの検証と併せ、検査・検定等及び資格付与等の事務・事業の見直しに準じた措置を講ずることとされた。

実施計画により措置を講ずることとした事務・事業は、97 制度（対象法人は 118 法人）である（実施計画の閣議決定後に新たに措置を講ずることとしたものはなかった。）。このうち、必要な措置を講じたものは 96 制度（対象法人は 117 法人）であり、全体の 99.0%の制度が措置済となっている。なお、未措置の 1 制度（対象法人は 1 法人）については、講習の未受講者がいなくなった時点で廃止することとしていたものであるが、平成 17 年度をもって未受講者がいなくなったため、制度の廃止に向けて、関係法令の改正を早急に行うこととしている。

### （補助金等の見直し）

実施計画に定められた措置のうち、補助金等の見直しについては、①第三者分配型補助金等、②補助金依存型公益法人及び③役員報酬に対する助成のそれぞれについて、改革の基本的考え方と具体的措置内容を明らかにしているが、その概要と推進状況は以下のとおりである（表 3-3-3）。

#### ① 第三者分配型補助金等

平成 12 年度に国から公益法人に交付された補助金等のうち、第三者分配型補助金等については、事務・事業の必要性等を検証した上で、当該補助金等の廃止、国からの直接交付又は独立行政法人からの交付、交付先公益法人が事務・事業を直接行うこと等による分配・交付比率の 5 割未満への改善等の措置を講ずることにより、第三者分配型補助金等の解消を図ることとされた。なお、第三者分配型補助金等となることにつき特段の理由のあると認められる補助金等（例外事項）については、その理由を公表することとされた。

実施計画において措置を講ずることとした第三者分配型補助金等は 209 件（交付対象法人は 116 法人）である。このうち必要な措置を講じたものは、176 件（交付対象法人は 98 法人）であり、措置を講ずることとしたもの全体から例外事項（33 件）を除いたすべてにおいて措置済となっている。また、実施計画の閣議決定後に新たに措置を講ずることとしたもの（16 年度決算において新たに第三者分配型補助金等となったもの及び平成 15 年度決算以前において対象となり未措置であったもの）が 29 件（対象法人は 22 法人）ある。このうち必要な措置を講じたものは 11 件（交付対象法人は 11 法人）であり、措置を講ずることとしたもの全体から例外事項（11 件）を除いた 61.1%が措置済となっている（平成 17 年度を措置期限としているものは、すべて

措置済)。

## ② 補助金依存型公益法人

平成12年度において補助金依存型公益法人と分類されたものについては、当該法人に交付される補助金等の必要性等を検証し、補助金等の廃止、補助金等交付対象事業の国又は独立行政法人による実施等の措置を講ずることにより、補助金依存型公益法人の解消を図ることとされた。さらに、これらの措置によっても、なお補助金依存型公益法人である場合については、補助金依存状態の解消のための改善計画を策定するものとし、また、補助金依存型公益法人となることに特段の理由のある公益法人(例外事項)については、その理由を公表することとされた。

実施計画において措置を講ずることとされた補助金依存型公益法人は87法人ある。このうち必要な措置が講じられた法人は60法人であり、措置を講ずることとしたもの全体から例外事項(27法人)を除いたすべてにおいて措置済となっている。また、実施計画の閣議決定後に新たに補助金依存型公益法人となったものが8法人ある。これらのうち、必要な措置が講じられた法人は3法人であり、措置を講ずることとしたもの全体から例外事項(1法人)を除いた42.9%の法人が措置済となっている(平成17年度を措置期限としているものは、すべて措置済)。

## ③ 役員報酬に対する助成

公益法人の役員報酬に対する国の助成は、民間の法人の運営に国が実質的に関与することになりかねないことから、公益法人に対する補助金等による役員報酬助成は、特段の理由のあるものを除き、一律に廃止するとともに、今後これを行わないこととされた。

実施計画において措置を講ずることとした補助金等は、33件(交付対象法人は28法人)である(実施計画の閣議決定後に新たに役員報酬に対する助成を行ったものはなかった。)。このうち必要な措置を講じたものは33件(交付対象法人は28法人)であり、すべてにおいて措置済となっている。

表3-3-3 実施計画の進捗状況(補助金等)

	措置内容	措置対象合計		措置済の数		実施計画				実施計画後			
		件数	法人数	件数	法人数	閣議決定時		措置済の数		閣議決定後		措置済の数	
						件数	法人数	件数	法人数	件数	法人数	件数	法人数
第三者分配型補助金等	補助金等の廃止	103	62	102	61	100	59	100	59	3	3	2	2
	公益法人を経由せず国から直接交付	27	18	27	18	26	17	26	17	1	1	1	1
	分配率50%未満に改善	63	51	57	46	49	40	49	40	14	13	8	8
	独立行政法人による実施	1	1	1	1	1	1	1	1	0	0	0	0
	その他(特段の理由がある場合)	44	32	-	-	33	27	-	-	11	8	-	-
	小計	238	127	187	103	209	116	176	98	29	22	11	11
補助金依存型公益法人	補助金等の廃止	9	9	9	9	9	9	9	9	0	0	0	0
	年収に占める補助金等の比率を3分の2未満に改善	55	54	51	50	48	47	48	47	7	7	3	3
	独立行政法人による実施	4	4	4	4	4	4	4	4	0	0	0	0
	その他(特段の理由がある場合)	30	28	-	-	29	27	-	-	1	1	-	-
	小計	98	95	64	63	90	87	61	60	8	8	3	3
役員報酬に対する助成	廃止	33	28	33	28	33	28	33	28	0	0	0	0
	合計	369	194	284	171	332	183	270	138	37	24	14	13

(注)1 法人数はすべて重複を除いた実数値である。

2 「実施計画後」欄の記入は、調査時点に該当するものに限る。

### 3. 国の関与等を透明化・合理化するための措置

#### （透明化・合理化ルールの方策）

実施計画に基づく見直しにより、公益法人に対する行政の関与は大きく見直されることとなる一方、国の委託・推薦等を受けて事務・事業を行う公益法人、国からの補助金等の交付を受ける公益法人など国と関係のある公益法人は引き続き一定数存在することとなる。このため、実施計画においては、これらの公益法人について、透明化・合理化ルールを適用することとし、行政及び公益法人の双方におけるより一層の透明性、効率性、厳格性の確保を図ることとされた。透明化・合理化ルールは、検査等の委託・推薦等に関する事項及び補助金等の交付等に関する事項の2つに分けられるが、その概要と推進状況は以下のとおりである。

なお、検査委託基準は、基本的に透明化・合理化ルールの検査等の委託・推薦等に関する事項と同様の内容となっていることから、検査委託基準の措置状況についても、以下の透明化・合理化ルールの推進状況の中で明らかになっている。

#### （検査等の委託・推薦等に関する事項）

透明化・合理化ルールの検査等の委託・推薦等に係る事項は、①当該検査等に係る事務・事業を所管する府省が講ずべき措置及び②当該検査等に係る事務・事業を実施する法人が講ずべき措置とに分けられる。

##### ① 府省が講ずべき措置

府省が講ずべき措置の概要は以下のとおりである。

- ・委託等に係る事務・事業の内容を法律で、推薦等に係る事務・事業の内容を法令で明確に定める。
- ・法人の指定・登録基準を法令又は告示で明確に定めるとともに、指定・登録基準、指定・登録された法人に係る事項をインターネットで公開する。
- ・委託等に係る事務・事業の検査料等は、委託等を行う府省が決定し、その積算根拠と併せてインターネットで公開する。
- ・事務・事業について定期的な見直し・検討を行う。

このほか、検査委託基準においては、委託・推薦等を受ける公益法人は、法令によって指定されていることを求めているところである。

これらの事務・事業を所管する府省が講ずべき措置の状況を委託等、推薦等の別に見ると、委託等に係る事務・事業 87 件のうち、必要な措置がすべて講じられている事務・事業は 87 件であり、すべて措置済となっている（表 3-3-4）。さらに、当該事務・事業について、平成 17 年度に政策評価を実施したものが 68 件であった。

推薦等に係る事務・事業 119 件のうち、必要な措置がすべて講じられている事務・事業は 114 件（95.8%）である。一方、一部の措置のみが講じられている事務・事業が 5 件（4.2%）であった（表 3-3-4）。

委託・推薦等の事務・事業における定期的な見直し・検討の状況を見ると、すべての事務・事業において、実施計画の趣旨に則り、関連法令の整備等による見直しやその検討など所要の措置が講じられている。

##### ② 法人が講ずべき措置

法人が講ずべき措置の概要は以下のとおりである。

- ・中立公正な運営の確保（委託等を行う府省の出身者と委託等された事務・事業に関わる業界の関係者の合計が、法人の役員現在数の 2 分の 1 を上回らないこと。推薦等された事務・事

業を行う法人が必要な措置をとり、その措置が明らかになっていること等)

- ・会計処理の明確化及び透明化（特に、委託等された事務・事業については、検査料等の収支内訳を記載した書類を作成し、インターネットで公開すること）
- ・事務・事業の実施の透明化

このほか、検査委託基準において、推薦等された検査等の料金については、当該公益法人が過大な収益を得るようなものではないことを求められているところである。

これらの法人が講ずべき措置の状況を委託等、推薦等の別に見ると、法人が委託等を受けている事務・事業 87 件のうち、法人において必要な措置がすべて講じられているものは 68 件（78.2%）である。一方、一部の措置のみが講じられているもの 19 件（21.8%）であった。また、法人が推薦等を受けている事務・事業 119 件のうち、法人において必要な措置がすべて講じられているものが 118 件（99.2%）である。一方、一部の措置のみが講じられているものが 1 件（0.8%）であった（表 3-3-4）。

表 3-3-4 透明化・合理化ルールの進捗状況（委託・推薦等）

	事務・事業数	府省が講ずべき措置			法人が講ずべき措置		
		すべて措置済	一部措置済	未措置	すべて措置済	一部措置済	未措置
委託等 (割合%)	87	87 (100)	0 (0)	0 (0)	68 (78.2)	19 (21.8)	0 (0)
推薦等 (割合%)	119	114 (95.8)	5 (4.2)	0 (0)	118 (99.2)	1 (0.8)	0 (0)
合計 (割合%)	206	201 (97.6)	5 (2.4)	0 (0)	186 (90.3)	20 (9.7)	0 (0)

#### （補助金等の交付等に関する事項）

透明化・合理化ルールの補助金等の交付等に関する事項は、①実施計画の対象事項に対する措置、②公益法人向け補助金等全般に対する措置及び③新規発生防止のための措置の 3 つに分けられる。

##### ① 実施計画の対象事項に対する措置

実施計画の対象事項に対する措置の概要は以下のとおりである。

- ・法人の所管府省は、実施計画の対象とされた事項について、補助金等の見直し等の実施状況をホームページに掲載する。
- ・「第三者分配型」、「補助金依存型」の状態がやむを得ないこととされたもの（以下「例外事項」という。）について、定期的な検証を行う。
- ・「第三者分配型」で例外事項とされた助成・給付事業に係る補助金等について、各府省は、交付先の公益法人が助成・給付事業の内容、助成基準等をインターネットで公表するよう指導する。

これらの措置状況を見ると、実施計画で措置を講ずることとした 292 件（例外事項に該当するものも含む。）に、平成 16 年度決算において新たに措置を講ずることとした 15 件と、15 年度決算において対象となり、未措置であった 22 件を加えた全 329 件のうち、302 件（91.8%）について、上記のすべての措置が講じられている。一方、一部の措置のみが講じられているものが 3 件（0.9%）であった。また、「第三者分配型」で例外事項とされた助成・給付事業に係る補助金等の交付を受けている法人は、16 年度決算において新たに対象となった法人を加えて 27 法人あり、このうち必要な事項がすべて講じられている法人は 22 法人（81.5%）である〔資料 98〕。



## ② 公益法人向け補助金全般に対する措置

実施計画において措置を講ずることとされているか否かにかかわらず、国から補助金等の交付を受けている公益法人については、公益法人向け補助金全般に対する措置として、以下の事項を講ずることとされている。

- ・法人を所管する府省は、補助金等に係る事業概要、主な用途、交付先選定理由、法人が作成した補助金等支出明細書等をホームページに掲載する。
- ・補助金等の交付を受ける法人は、補助金等支出明細書等を作成し、計算書類等と併せて当該法人の事務所に備え付けるとともに、インターネットにより公表する。

これらの措置状況を見ると、各府省が措置すべきホームページへの掲載については、補助金等の交付を受けている 900 法人のうち、すべての事項について必要な措置が講じられている法人は 745 法人 (82.8%) である。一方、一部の措置のみが講じられている法人は 152 法人 (16.9%) であった。また、法人が措置すべき補助金等支出明細書の作成、公開等については、900 法人のうち、すべての事項について必要な措置が講じられている法人は 601 法人 (66.8%) である。一方、一部の措置のみが講じられている法人は 284 法人 (31.6%) であった (表 3-3-5)。

## ③ 新規発生防止のための措置

各府省は、予算及びその執行段階において、「第三者分配型」又は「補助金依存型」の補助金等が新規に発生することを防止するための措置を講ずることとされている。また、新規に「第三者分配型」又は「補助金依存型」となったものがある場合には、その理由等を所管府省のホームページに掲載することとされている。

平成 16 年度決算ベースにおいて、新規に「第三者分配型」又は「補助金依存型」となった 15 件に、15 年度決算以前において対象となり、未措置であった 22 件を加えた 37 件のうち、24 件 (64.9%) については、法人を所管する府省において、その理由等をホームページに掲載する等の措置を講じている。

表 3-3-5 透明化・合理化ルールの進捗状況 (補助金等)

	対象法人数	府省がホームページに掲載すべき事項			法人が措置すべき事項		
		すべて措置済	一部措置済	未措置	すべて措置済	一部措置済	未措置
法人数 (割合%)	900	745 (82.8)	152 (16.9)	3 (0.3)	601 (66.8)	284 (31.6)	15 (1.7)

(注) 法人数は併管による重複を除いた実数である。

## 4. 今後の取組について

前述のとおり、実施計画は、集中改革期間に位置付けられる平成 17 年度末までに取り組むべき措置の内容を示したものであるが、2.で記述したとおり、その推進状況については、ほぼすべての項目において措置済みとなっており、各府省において着実に改革が進められてきたものと評価できる。

しかし、実施計画の閣議決定後に新たに第三者分配型補助金等となったもの等、平成 17 年度末時点で未措置のものがあり、これらについては、引き続き、各府省において改革に取り組んでいく必要がある。

また、国の関与等を透明化・合理化するための措置については、改善傾向にあるものの、まだ十分でない点もあり、今後、さらなる取組が求められる。

なお、行政代行人等の見直しについては、「今後の行政改革の方針」(平成 16 年 12 月 24 日閣議

決定)に基づき、行政改革推進事務局を中心に検討が進められ、去る5月27日には、「国からの指定等に基づき特定の事務・事業を実施する法人に係る規制の新設審査及び国の関与等の透明化・合理化のための基準」の閣議決定案が公表された。本閣議決定案は、法令等に基づき国の指定、認定、登録等を受けて、法令等で定められ特定の事務・事業を実施する法人(公益法人以外の法人も含む)に対する国の関与について、行政の一層の透明化、効率性、厳格性を確保する観点から所要の措置を講ずるものであり、原則として登録制とすることや、実施計画と同様の国の関与の透明化・合理化のための基準などが盛り込まれている。

今後とも、このような取組を通じ、公益法人に対する行政の関与の在り方の適正化を図っていくことが必要である。

## 第4節

# 「公務員制度改革大綱」に基づく公益法人の役員に関する措置の推進状況

### 1. 経緯

平成13年12月25日に閣議決定された「公務員制度改革大綱」において、適正な再就職ルールの確立を図るため、営利企業や特殊法人等への再就職とともに、公益法人への再就職についても、民間法人としての性格を踏まえつつ、以下の方針に従い見直しを行うこととされた〔資料21〕。

- ① 役員報酬に対する国の助成を廃止する。
- ② 退職公務員の役員就任状況について適切な情報開示に努める。
- ③ 補助金等を受ける等の公益法人については、役員の報酬規程・退職金規程を定め、公開する。
- ④ 国と特に密接な関係を持つ公益法人に対し、役員の報酬・退職金につき、現在の指導監督基準に加え、新たに公務員の水準と比べても不当に高額に過ぎないように指導するとともに、公的部門における高齢役員に関する対応状況を踏まえ、役員の退職年齢について適切な内部規程を整備するよう要請する。

上記の方針のうち①については、実施計画に具体的な措置内容が盛り込まれ、②から④までについては、平成14年3月29日、公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会において、上記閣議決定に基づき各府省が所管公益法人に対し指導等すべき具体的な事項を定めた「公務員制度改革大綱に基づく措置について」(以下「申合せ」という。)を申し合わせ、平成14年度から公益法人に対する指導等を行うこととされた〔資料22〕。

### 2. 「公務員制度改革大綱に基づく措置について」の推進状況

政府は、平成17年度における申合せの推進状況について、平成17年10月1日現在で調査を行った結果、すべての法人において申合せに沿った措置が講じられていた。調査結果の概要は以下のとおりである(法人数は共管による重複を除いた実数である。)。〔資料99〕

#### (退職公務員の役員就任状況に関する情報開示)

申合せ記1では、各府省は、所管公益法人に対し、役員名簿に、各役員の常勤・非常勤の別を付記するとともに、国家公務員出身者である役員についてはその最終官職を付記するよう指導することとされ

ている。

その実施状況を見ると、対象となるすべての法人において申合せに沿った対応がなされている。

**（役員の報酬・退職金規程の整備・公開）**

申合せ記2では、各府省は、国から補助金等を受けている等の公益法人<sup>(注1)</sup>に対し、役員の報酬・退職金に関する規程を定め、一般の閲覧に供するとともに、インターネットにより公開するよう指導することとされている。また、各府省においても、これらを閲覧に供し、ホームページに掲載することとされている。

その実施状況を見ると、対象法人(1,113法人)中、具体的支給水準が明らかな役員報酬規程及び具体的支給水準が明らかな退職金規程の整備について、すべての法人において申合せに沿った対応が採られている。また、これら対象となるすべての法人において、役員の報酬規程・退職金に関する規程を公開している。

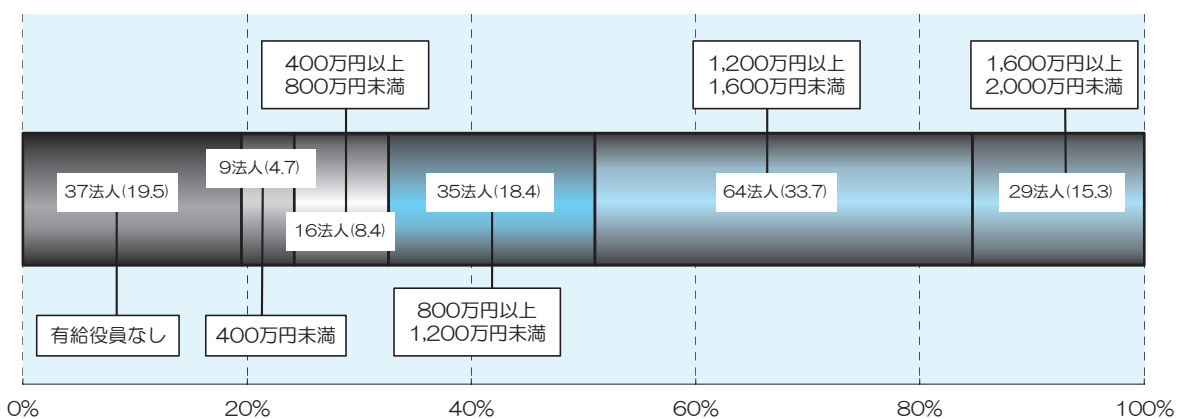
**（役員の報酬・退職金の水準及び在任年齢に関する措置の状況）**

申合せ記3では、各府省は、国と特に密接な関係を持つ公益法人<sup>(注2)</sup>に対し、常勤の役員の報酬・退職金については、民間だけでなく、国家公務員の給与・退職手当の水準と比べても不当に高額に過ぎないように指導することとされている。また、役員の在任年齢について、従来の特種法人役員に加え、独立行政法人についても決定（「特殊法人の役員の給与・退職金等について」（平成14年3月15日閣議決定）により、原則65歳まで（ただし、理事長等は70歳まで）とされた。）がなされたことを踏まえ、適切な規程を整備するよう要請することとされた。

まず、役員の報酬・退職金の水準を見ると、役員の平均年間報酬額については、申合せ記3の対象法人(190法人)のうち、有給役員がいる法人は153法人(対象法人全体の80.5%)であり、平均額が1,200万円以上1,600万円未満の法人が64法人(対象法人全体の33.7%)と最も多くなっている。なお、平均額が2,000万円以上の法人はなかった。

図3-4-1

有給常勤役員の平均年間報酬額規模別割合（括弧内の数値は全体に占める割合（%）を示す。）



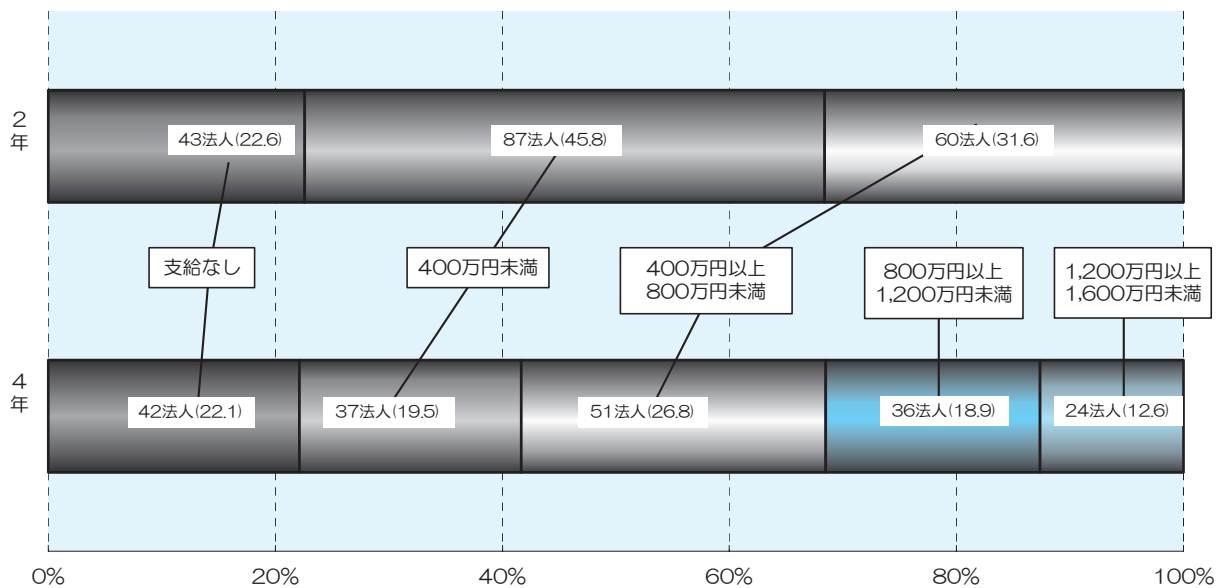
(注1) 国から補助金等を受けている等の公益法人とは、平成16年度決算ベースにおいて国から補助金・委託費等の交付を受けている所管公益法人及び国から検査・認定・資格付与等の事務・事業の委託等、推薦等を受けている所管公益法人を指す。

(注2) 国と特に密接な関係を持つ公益法人とは、平成16年度決算ベースにおいて国からの補助金・委託費等の2分の1以上を第三者に交付する所管公益法人、国からの補助金・委託費等による収入額が年間収入額の3分の2以上を占める所管公益法人及び国から検査・認定・資格付与等の事務・事業の委託等、推薦等を受けている所管公益法人を指す。

役員の平均退職金額については、仮に常勤役員が勤続2年で退職した場合に支給される退職金の平均額を見ると、対象法人（190法人）のうち、平均額が400万円未満の法人が87法人（対象法人全体の45.8%）と最も多く、次いで平均額が400万円以上800万円未満の法人が60法人（対象法人全体の31.6%）となっている。次に、仮に常勤役員が勤続4年で退職した場合に支給される退職金の平均額を見ると、平均額が400万円以上800万円未満の法人が51法人（対象法人全体の26.8%）と最も多く、次いで退職金の支給のない法人が42法人（対象法人全体の22.1%）となっている。

図3-4-2

仮に常勤役員が勤続2年又は4年で退職した場合に支給される平均退職金額規模別割合（括弧内の数値は全体に占める割合（%）を示す。）



一方、対象法人（190法人）中、報酬・退職金について改善すべき点のなかった法人は186法人（対象法人全体の97.9%）であり、その他の4法人については、調査期間中に、適正な水準に引き上げる等の改善を行った法人であった。

次に、役員の在任年齢に関する規程の整備状況を見ると、対象法人（190法人）すべてにおいて、所管府省の要請を受けて申合せに沿った対応が採られている。各法人が整備している規程上の在任年齢の上限を見ると、常勤の理事長等については70歳以下とするものが、常勤の理事については65歳以下とするものが最も多かった。

## 第5節

## 「公益法人の設立許可について」の実施状況

平成7年3月に、いわゆる「官主導」の公益法人の設立を抑制するため、「公益法人の設立許可について」が公益法人等指導監督連絡会議において決定された〔資料2〕。

その主な内容は以下のとおりである。

- ① 基本財産の造成等のため、許認可対象企業等に対し、強制的なものと解されるような寄附のあっせん等は自粛する。
- ② 国又は特殊法人等から委託される事業を主たる事業とすることを予定している公益法人に対する設立許可は、真にやむを得ない場合を除き厳に抑制する。
- ③ 公務員経験者を常勤役員として受け入れるよう要請することは厳に抑制する。

「平成17年度公益法人概況調査」の一環として、16年10月2日から、17年10月1日までの1年間に国が設立を許可した公益法人は27法人であったが、上記決定の実施状況に関する調査を実施したところ、表3-5-1のとおりであった。

表3-5-1 「公益法人の設立許可について」の実施状況について

府 省 名	設 立 許 可 法 人 数	基本財産の造成等に当たり、許認可対象業界団体等の出捐等がある法人			左のいずれかの事項に該当する法人数	国等から事業の委託を受けている法人数	うち事業の50%以上が国等から委託	公務員経験者の常勤役員への就任状況	
		基本財産	社 員	賛助会員				法 人 数	役員就任者数(人)
内 閣 府	0								
警 察 庁	0								
防 衛 庁	0								
金 融 庁	0								
総 務 省	0								
法 務 省	0								
外 務 省	0								
財 務 省	1	-	-	-	0	0	0	0	0
文 部 科 学 省	20	0	0	0	0	0	0	0	0
厚 生 労 働 省	3	-	0	0	0	1	1	0	0
農 林 水 産 省	0								
経 済 産 業 省	2	0	0	0	0	0	0	0	0
国 土 交 通 省	0								
環 境 省	1	-	0	0	0	0	0	0	0
合 計	27	0	0	0	0	1	1	0	0

(注) 1 「基本財産」「社員」又は「賛助会員」の欄が「-」となっているのは、それぞれ、新設の財団、新設の社団又は賛助会員制度を持つ新設の法人がないことを示す。  
2 「合計」欄は、共管による重複を除いた実数である。

まず、基本財産の造成等に関する状況として、許認可対象企業等から基本財産の出えんがある公益法人はなかった。また、許認可対象企業等が社員または賛助会員等となっている公益法人はなかった。

次に、国又は特殊法人等から委託される事業を主たる事業とする公益法人（国又は特殊法人等から委託される事業の割合が全事業の50%（国又は特殊法人等から委託される事業による支出／事業費）を超えている公益法人）は1法人となっている（当該法人については、18年度以降は委託事業割合の50%超が解消される予定）。

“自然と遊び、自然に学ぶ”  
ふるさと島根の大切な自然を守る

● 設立の経緯と目的

ホシザキグリーン財団は、平成2年にホシザキ電機（株）創業者である故坂本薫俊氏の「ふるさと島根の素晴らしい自然を守りたい」という強い意志のもと、多くの人々が自然の恵みを享受できることを願って設立された財団法人である。

本財団の理事長でもあった坂本氏は、島根県の優れた自然が、人々の心に安らぎと潤いを与え、自然科学探究の研究素材となり、また、環境教育の素材となるとの考えの下に、「野生動植物の保護繁殖、人と自然の調和した自然環境の保全」を目指す本財団を設立したものである。

本財団は、平成8年以降、特定公益増進法人として認可されている。

● 財団の活動内容

1 環境整備事業

財団の主たる事業の一つに、人と自然のうるおいのある調和と共存を目指した環境整備事業がある。

財団では、「ふるさと尺の内公園」（平成6年4月開園、公園面積26,800 m<sup>2</sup>、樹木約200種5,000本）を整備し、ふるさとの身近な動植物が生息できる環境づくりに取り組んでいる。園内には、野鳥が好む実のなる樹木や、クワガタムシなどの昆虫が好むクヌギなどを植栽し、観察路沿いには、樹名板を配置したり、花畑を設けたりして地域の人々に自然とのふれあいや憩いの場を提供している。

また、宍道湖西岸に「宍道湖グリーンパーク」（平成8年6月開園、公園面積16,000 m<sup>2</sup>、樹木約100種5,500本）を整備し、自然と楽しく触れあいながら環境保全の大切さを学ぶ環境づくりに取り組んでいる。

同園の位置する宍道湖西岸は、マガン・ヒシクイ・コハクチョウの集団越冬地であり、西日本最大級の野鳥の宝庫として知られている。財団では、宍道湖に面する位置に野鳥観察舎を設け、毎月1回、地元の人々を対象とした自然観察会を開催しており、来園者はバードウォッチングなどを楽しむことができる。

なお、平成15年には、その北側に水鳥や水生生物の生息環境として水深の浅い「ビオトープ池」（面積15,000 m<sup>2</sup>）を整備し、自然観察会や調査研究のフィールドとして活用するなど、一層の機能充実を図っている。



ビオトープ池の観察会

2 調査・研究事業

財団では、鳥類、昆虫類などの専門研究員や指導員を配し、野生動植物の分布や生態、生息環境などの自然生態系について調査・研究を行い、生物多様性の維持、希少動植物の保護繁殖に取り組んでいる。特に、地域に根ざした調査・研究事業として、宍道湖西岸に渡来するマガンやコハクチョウの生態調査や、島根県の止水や流水域に生息する水生昆虫類の保全生物学的研究などに取り組んでいる。

### 3 普及・啓発事業

財団では、野生動植物の保護繁殖及び自然環境保全に関する普及・啓発事業を行っている。この事業の一つとして、自然の仕組みや生物の多様性や生態などについて、毎月1回、自然観察会を開催し、来園者に対し、ふるさと島根の自然を紹介したり環境問題について解説している。

また、地域に根ざした自然情報を掲載したニュースレター・パンフレットを県内公共機関へ頒布するとともに、財団ホームページにも掲載することにより広く一般に紹介している。

さらに、地元の幼稚園・小・中学校や地域からの要請を受け、環境教育の一環として、本財団の職員を総合学習や講演会へ講師として派遣するなど、積極的に啓発活動を行っている。



観察舎の野鳥観察会

### 4 情報収集・発信事業

財団では、自然生態系の調査・研究によって得られた多くの情報（標本・文献・写真・映像など）を系統的に分類し、財団内の図書資料室に整理・保存し、必要に応じて幅広く利用できるように整備しているほか、施設内において、定期的に自然情報や研究成果を展示し、紹介している。

また、自然生態系の調査・研究事業の成果を「ホシザキグリーン財団研究報告」として毎年1回定期的に発刊し、大学、博物館、研究施設など全国の関連機関に送付するといった情報発信にも取り組んでいる。

### 5 その他事業

その他、本財団では、平成13年より、島根県から学習型水族館「島根県立宍道湖自然館ゴビウス」の管理運営を受託し、県内の汽水・淡水に生息する生物を中心とした展示や、自然観察会などの普及教育活動のほか、魚類などを対象とした調査研究活動を展開している。また、国や地方自治体より「鳥類生息調査」や「河川調査」など自然環境や生物調査事業も受託している。これらの活動の中で得られた成果についても、適宜、報告書や冊子などにまとめて広く一般に紹介するなど、幅の広い活動を展開している。



宍道湖グリーンパークとビオトープ池  
(左上が島根県立宍道湖自然館ゴビウス)

## ●財団の将来計画

財団では、今後とも、「ふるさと島根の素晴らしい自然を守りたい」という財団設立者の意志を受け継ぎ、財団の目的である「野生動植物の保護繁殖、人と自然の調和した自然環境の保全」を目指していくこととする。

そのためにも、国や地方自治体をはじめ、研究機関や教育機関、地域住民や研究者ほか多くの人々と幅広いネットワークを拡げつつ、調査研究や情報収集活動を継続し、普及教育や情報発信活動の発展を図り、より一層充実した社会貢献活動を展開することとしている。

また、このような幅広い活動を支えるため、平成17年度より研究所新館が建設中であり、そこでは研究室・事務室・図書室・標本室・資料閲覧室・観察実験室などに加え、40人程度が自然観察などの講習や実習を受けることができる部屋を備え、さらなる活動の充実が期待されることとなっている。